

広島県暴力団排除条例施行規則をここに公布する。

平成23年3月17日

広島県公安委員会

委員長 水 野 勝

## 広島県公安委員会規則第2号

### 広島県暴力団排除条例施行規則

#### 目次

第1章 総則（第1条）

第2章 暴力団に対する利益の供与等に係る調査、勧告等

第1節 利益の供与等を行った者等に係る調査、勧告及び公表（第2条―第15条）

第2節 入札参加資格業者等に関する通報（第16条）

第3章 青少年の健全な育成を図るための措置等（第17条―第19条）

第4章 雑則（第20条・第21条）

#### 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 暴力団に対する利益の供与等に係る調査、勧告等

第1節 利益の供与等を行った者等に係る調査、勧告及び公表

（調査の手続）

第2条 公安委員会は、条例第19条第1項各号のいずれかに該当する行為があったと疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、条例第19条第1項に規定する調査対象者及びその関係者（以下「調査対象者等」という。）に出頭して説明し、又は資料を提出するよう要求するものとする。

2 前項の要求は、別記様式第1号の説明・資料提出要求書により相当の期間を定めて行うものとする。

3 説明又は資料の提出を求められた調査対象者等が、あらかじめ定められた説明期日に出頭せず、又は定められた期日までに資料の提出をしないときは、これを拒んだものとして取り扱う。

4 公安委員会は、第1項の事務を行うために必要な限度において、警察本部長又は警察署長に、事前の調査を行わせることができる。

（説明の日時等の変更）

第3条 説明を求められた調査対象者等は、病気その他やむを得ない理由があるときは、別記様式第2号の説明日時等変更申出書により、説明を行う日時又は場所を変更するよう公安委員会に申し出ることができる。

2 公安委員会は、前項の申出に基づいて説明を行う日時若しくは場所を変更し、又は変更しないこととしたときは、速やかに別記様式第3号の説明日時等決定通知書により、当該調査対象者等に通知しなければならない。

(付添人)

第4条 説明を求められた調査対象者等は、説明の期日に付添人を同席させようとするときは、別記様式第4号の付添人同席申請書により、公安委員会の承認を求めるものとする。

2 公安委員会は、前項の申請に基づいて付添人の同席を承認し、又は承認しないこととしたときは、速やかに別記様式第5号の付添人同席申請決定通知書により当該調査対象者等に通知しなければならない。

(説明の聴取等)

第5条 公安委員会は、調査対象者等に説明又は資料の提出を求めたときは、別に指定する警察職員に調査対象者等の説明を聴き取らせ、又は提出された資料を調査させることができる。

(勧告)

第6条 公安委員会は、条例第19条第2項の規定による勧告をするときは、同条第1項各号に該当する行為をした者に対し、別記様式第6号の勧告書によって、あらかじめ期限を定めて当該行為の中止その他必要な措置をとるよう求めるものとする。

(勧告に対する回答)

第7条 勧告を受けた者は、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を別記様式第7号の勧告に対する回答書によって明らかにしなければならない。

(1) 勧告に従うか否かの回答

(2) 勧告に従わないとする場合は、その理由

2 公安委員会は、勧告を受けた者が勧告を受けて相当の期間を経過しても当該勧告に従うか否かの回答をしないときは、これを当該勧告に従わない旨の回答をしたものとして取り扱うことができる。

(勧告に係る指導)

第8条 公安委員会は、勧告を受けてこれに応じる旨を回答した者が当該勧告に従った措置を実行せず、又は遅滞している場合は、速やかに当該勧告に従った措置を実行するよう指導することができる。

2 公安委員会は、前項の指導を受けた者が、正当な理由なく、これに従わなかったときは、当該勧告に従うことをやめたものとして取り扱うことができる。

(公表)

第9条 条例第19条第3項の規定による公表は、次の各号に掲げる事項を記載した書面を警察本部の庁舎内に設置する閲覧所に備え置くとともに、これらの事項をインターネット上の警察本部のホームページに掲載させることにより行うものとする。

(1) 条例第19条第3項に規定する行為を行ったと認められる者（以下「公表対象者」とい

う。)の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

(2) 公表対象者(自然人に限る。)の職業並びに当該公表対象者が指定暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第3号に規定する指定暴力団をいう。以下同じ。)の構成員である場合にあっては、当該指定暴力団の名称及びその者の当該指定暴力団における地位

(3) 当該公表対象者が条例第19条第1項の規定に基づく説明若しくは資料の提出の要求を拒み、若しくは虚偽の説明若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同条第2項の規定による勧告に従わなかつた旨

(4) 公表を行う期間

2 前項の規定により閲覧所に備え置く書面の様式は、別記様式第8号のとおりとする。

(公表に係る意見を述べる機会の付与)

第10条 条例第19条第4項の規定による意見を述べる機会の付与は、別記様式第9号の意見聴取通知書により、公表対象者に対して書面(以下「申述書」という。)の提出を求めることによつて行うものとする。ただし、公安委員会が特に必要と認めるときは、口頭で意見を述べさせること(以下「口頭意見陳述」という。)によつて行うことができる。

2 公表対象者の所在が知れなくなつてゐる場合は、次に掲げる事項を公安委員会の掲示場に掲示し、当該掲示を開始した日から2週間を経過することをもつて前項の意見聴取通知書が当該公表対象者に到達したものとみなすことができる。

(1) 公安委員会(公安委員会が警察本部長その他の警察職員に当該通知書を保管させている場合にあっては、当該警察職員)が当該通知書を保管している旨

(2) 当該通知書をいつでも当該公表対象者に交付すべき旨

(公表対象者の代理人)

第11条 公表対象者は、代理人に申述書を作成させ、又は自らに代えて、若しくは自らとともに代理人を口頭意見陳述の期日に出頭させることができる。

2 代理人が作成した申述書を提出し、又は代理人が口頭意見陳述の期日に出頭するときは、次の各号に掲げる事項を記載して公表対象者が署名押印した委任状を公安委員会に提出しなければならない。

(1) 代理人の氏名、住所、年齢又は生年月日及び職業

(2) 当該代理人に申述書の作成又は口頭意見陳述に係る権限を委任する旨及び当該委任を行った年月日

3 代理人は、前項の委任状において公表対象者が特に明示的に留保した事項を除き、申述書の作成又は口頭意見陳述に係る一切の行為を公表対象者に代わつて行うことができる。

4 公表対象者は、代理人が辞任、解任、死亡その他の事由によつてその資格を失つたときは、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

(参考資料の提出)

第12条 公表対象者又は代理人は、申述書の提出とともに、又は口頭意見陳述の期日において、参考となる資料を提出することができる。

(意見を述べる機会を放棄したものとみなす場合)

第13条 公安委員会は、次の各号に掲げるときには、当該公表対象者が意見を述べる機会を放棄したものとみなすことができる。

- (1) 公表対象者及び代理人が指定された提出期限までに申述書を提出せず、又は公表対象者及び代理人の全員が口頭意見陳述の期日に出頭しなかったとき
- (2) 口頭意見陳述の期日に出頭した公表対象者及び代理人の全員が、意見を述べずに退場したとき

(意見を述べる機会を付与した後の措置)

第14条 公安委員会は、公表対象者から申述書の提出を受け、若しくは口頭意見陳述によって公表対象者の意見を聴き取り、又は公表対象者が意見を述べる機会を放棄したと認めた場合において、条例第19条第3項の規定による公表を行うこととしたときは、別記様式第10号の公表通知書により、公表する内容及び公表を行う期間を公表対象者に通知するものとする。

(公表の中止)

第15条 公安委員会は、第9条第1項第4号の期間が満了する前であっても、公表対象者が条例第19条第1項の規定によって求められた説明若しくは資料の提出を正しく行い、又は同条第2項の規定による勧告に従うに至ったと認めるときは、当該公表対象者に係る公表を中止することができる。

2 公安委員会は、前項の規定により公表を中止したときは、その旨及び公表を中止した年月日を、別記様式第11号の公表中止決定通知書により、当該公表対象者に通知するものとする。

## 第2節 入札参加資格業者等に関する通報

(通報に係る意見を述べる機会の付与)

第16条 第10条から第14条までの規定は、条例第20条第2項に規定する意見を述べる機会の付与の手続について準用する。この場合において、第14条中「条例第19条第3項の規定による公表を行うこととしたときは、別記様式第10号の公表通知書により、公表する内容及び公表を行う期間を公表対象者に」とあるのは、「条例第20条第1項の規定による通報を行うこととしたときは、別記様式第12号の通報通知書により、通報する内容を当該通報に係る入札参加資格業者等に」と読み替えるものとする。

## 第3章 青少年の健全な育成を図るための措置等

(説明等の要求)

第17条 第2条第2項及び第3条から第5条までの規定は、条例第23条第1項の規定による説明又は資料の提出の要求について準用する。この場合において、第2条第2項中「別記様式第1号の説明・資料提出要求書により」とあるのは「書面により」と、第3条第1項

中「別記様式第2号の説明日時等変更申出書により,」とあるのは「その理由を示して」と、同条第2項中「速やかに別記様式第3号の説明日時等決定通知書により,」とあるのは「速やかに」と、第4条第1項中「別記様式第4号の付添人同席申請書により,」とあるのは「書面により」と、同条第2項中「別記様式第5号の付添人同席申請決定通知書により」とあるのは「書面により」と読み替えるものとする。

(中止命令)

第18条 条例第23条第2項の規定による命令は、別記様式第13号の中止命令書により行うものとする。ただし、緊急を要し、中止命令書を交付するいとまがない場合は、口頭で行うことができる。

(暴力団事務所の開設等を禁止する区域の基準となる施設)

第19条 条例第24条第1項第6号に規定する公安委員会規則で定める施設は、平和記念公園(広島市中区中島町1番(平和大通りの北端より北に限る。))及び同区大手町一丁目10番の区域)とする。

#### 第4章 雑則

(事務の執行等)

第20条 公安委員会は、条例又はこの規則に基づく公安委員会の事務を警察本部長、警察署長その他の警察職員に行わせ、又は補助させることができる。

(補則)

第21条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

#### 附 則

この公安委員会規則は、平成23年4月1日から施行する。

(別記)  
様式第 1 号 (第 2 条関係)

(表)  
第 年 月 日  
説明・資料提出要求書

様

広島県公安委員会 印

広島県暴力団排除条例（平成 22 年広島県条例第 37 号）第 19 条第 1 項の規定により、説明又は資料の提出を求めます。

説明を行う日時 又は資料提出期限	
説明を行う場所 又は資料提出先	
条例第 19 条 第 1 項に該当 する疑いの概要	
説明を求める事項	
提出を求める資料	

説明又は資料の提出に際しての注意事項は、裏面のとおりです。  
備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

(裏)

### 説明又は資料の提出に際しての注意事項

- 1 正当な理由なく説明若しくは資料の提出を拒み、又は虚偽の説明若しくは虚偽の資料の提出をしたときは、条例第19条第3項の規定により公表されることがあります。
- 2 指定した日時及び場所に出席しない場合又は指定した提出期限までに資料を提出しない場合は、これを拒んだものとして取り扱います。
- 3 説明又は資料の内容に係る事実に関する重要な事実であって、当該説明・資料提出要求書において摘示されていないものがあれば、当該事実について説明することができます。
- 4 事実を明らかにする上で必要又は有益であると認める資料（当委員会があなたに対して提出を要求した資料を除く。）があるときは、当該資料を提出することができます。
- 5 資料の提出に当たっては、各資料の名称及び当該各資料によって証明又は説明しようとする事項の概要を記載した一覧表を添付してください。
- 6 指定された日時及び場所において説明しようとする事項については、あらかじめその概要を記載した書面を作成し、説明をする際に提出するようにしてください。
- 7 当委員会が指定した日時又は場所が不都合である場合は、希望する日時又は場所及び当委員会が指定した日時又は場所が不都合である理由を記載し、遅滞なく当委員会に申し出てください。  
また、指定した場所を変更する場合で、あなたの住居又は事業所以外の場所を希望するときは、その場所が適当であるとする理由を述べてください。
- 8 説明し、又は資料を提出するに際して、付添人の同席を希望する場合は、当該説明・資料提出要求書の番号及び日付、付添人の住所、氏名、生年月日及び職業、あなたと付添人の関係並びに当該付添人を同席させる旨を明示した付添人同席申請書により申請し、あらかじめ当委員会の承認を求めてください。
- 9 説明又は資料の提出に応じることができない事情がある場合は、応じられない理由を遅滞なく当委員会に申し出てください。
- 10 各申出について、当委員会が指定した日時までに時間的な余裕が少ないときは、下記の間合せ先に電話等の方法によって連絡するようにしてください。

問合せ先

様式第2号（第3条関係）

説明日時等変更申出書

年 月 日

広島県公安委員会 様

住所

氏名

㊦

広島県暴力団排除条例施行規則（平成23年広島県公安委員会規則第2号）第3条第1項の規定により、次のとおり申し出ます。

説明・資料提出要求書の番号及び日付		第 年 月 日 号
申 出 内 容		日時変更 場所変更
日 時 変 更	希望する日時	
	日時を変更したい理由	
場 所 変 更	希望する場所	
	場所を変更したい理由	
備 考		

注1 申出内容の欄は、該当する事項に○をすること。

2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。



様式第3号（第3条関係）

第 号  
年 月 日

説明日時等決定通知書

様

広島県公安委員会 印

広島県暴力団排除条例施行規則（平成23年広島県公安委員会規則第2号）第3条第2項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

説明・資料提出要求書の番号及び日付	第 号 年 月 日
-------------------	--------------

日時の変更決定

変更事項	変更前の日時	
	変更後の日時	

場所の変更決定

変更事項	変更前の場所	
	変更後の場所	

日時又は場所の不変更決定

日時又は場所を 変更しない理由	
--------------------	--

注 該当する□の中にレ印を付けること。

備考1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第4号（第4条関係）

付添人同席申請書

年 月 日

広島県公安委員会 様

住 所

氏 名

㊟

私に対する調査に関して、広島県暴力団排除条例施行規則（平成23年広島県公安委員会規則第2号）第4条第1項の規定に基づき、次の者を同席させたいので申請します。

説明・資料提出要求書の番号及び日付	第 年 月 日 号
付添人の住所	
付添人の職業	
付添人の氏名及び生年月日	年 月 日生（ 歳）
付添人との関係	

付添人指名に際しての注意事項

- 1 指定された付添人を承認しない場合があります。
- 2 必要に応じて、付添人に対しても質問を行うことがあります。
- 3 付添人の発言を制限し、退席を求める場合があります。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第5号（第4条関係）

第 号  
年 月 日  
付添人同席申請決定通知書

様

広島県公安委員会 印

あなたから申請のあった付添人同席申請について、広島県暴力団排除条例施行規則（平成23年広島県公安委員会規則第2号）第4条第2項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

説明・資料提出要求書の番号及び日付	第 号 年 月 日
付添人同席の可否	承認 不承認
通知内容	

注 付添人同席の可否の欄は、該当する事項に○をすること。

備考1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第6号（第6条関係）

（表）

第 号  
年 月 日  
勸 告 書

様

広島県公安委員会 印

広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第2項の規定により、次のとおり勸告します。

勸告の原因となる事実	
勸告の内容	

備考1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

(裏)

### 勧告に関する注意事項

- 1 この勧告を受けた方は、遅滞なく次のいずれかの回答をしてください。
  - (1) 勧告に従う旨
  - (2) 勧告に従う意思がない旨及びその理由
- 2 この勧告に従う場合は、措置の状況についてそれぞれ次の報告をしてください。
  - (1) 勧告内容にある措置を完了したとき。  
完了した旨及び実行した措置の内容
  - (2) 不測の事態によって勧告内容にある措置の着手又は続行が不可能又は困難になったとき。  
その旨及び当該不測の事態の概要
  - (3) 勧告内容にある措置に着手したが、期限までに完了できないとき。  
完了できない旨及びその理由
- 3 正当な理由なく勧告に従わないときは、条例第19条第3項の規定により公表されることがあります。

問合せ先

様式第7号（第7条関係）

勧告に対する回答書

年 月 日

広島県公安委員会 様

住所

氏名

㊦

私に対する勧告について、広島県暴力団排除条例施行規則（平成23年広島県公安委員会規則第2号）第7条第1項の規定により次のとおり回答します。

勧告の番号及び日付	第 号 年 月 日
-----------	--------------

勧告に従う。

勧告に従わない。

勧告に従わない理由	
-----------	--

注1 該当する□の中にレ印を付けること。

2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第 8 号（第 9 条関係）

第 号  
年 月 日

広島県暴力団排除条例の規定による公表について

広島県公安委員会 印

- 1 公表対象者の住所、氏名及び職業  
住所（主たる事務所の所在地）

氏名（名称及び代表者名）

職業等

- 2 公表の原因となる事実の概要

- 広島県暴力団排除条例（平成 22 年広島県条例第 37 号）第 19 条第 1 項の規定によって、説明又は資料の提出を求められて、これを拒んだ。  
 広島県暴力団排除条例第 19 条第 1 項の規定によって、説明又は資料の提出を求められて、虚偽の説明をし、又は虚偽の資料を提出した。  
 広島県暴力団排除条例第 19 条第 2 項の規定による勧告を受けてこれに従わなかった。

（具体的な事実の概要）

- 3 公表の期間

年 月 日 から 年 月 日までの間

- 4 備考

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第9号（第10条，第16条関係）

（表）

第 号

年 月 日

意見聴取通知書

様

広島県公安委員会 印

広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第 条第 項の規定による に係る同条例第 条第 項の意見聴取を次のとおり実施しますので広島県暴力団排除条例施行規則（平成23年広島県公安委員会規則第2号）第 条第 項により通知します。

予定される の 原因となる事実	
の根拠となる 条例の条項	
申述書の提出先	
申述書の提出期限	年 月 日まで
備考	

意見聴取に際しての注意事項は，裏面のとおりです。

備考1 所定の欄に記載することができないときは，別紙に記載の上，これを添付すること。

2 口頭意見陳述を行う場合は，備考欄にその旨並びに出頭すべき日時及び場所を記載すること。

3 用紙の大きさは，日本工業規格A列4とする。



(裏)

### 意見の聴取に際しての注意事項

- 1 正当な理由なく申述書の提出又は口頭意見陳述への出席を拒んだときは、条例第19条第3項の規定により公表されることがあります。
- 2 提出期限までに申述書の提出がないとき（口頭意見陳述の場合は、指定した日時及び場所に出席しないとき）は、これを拒んだものとして取り扱います。
- 3 申述書には、意見聴取の通知の番号及び日付、あなたの住所及び氏名並びに の原因となる事実その他当該事実の内容についての意見を記載して提出してください。
- 4 有利な証拠があるときは、申述書とともに証拠資料を提出することができます。
- 5 資料の提出に当たっては、各資料の名称及び当該各資料によって証明又は説明しようとする事項の概要を記載した一覧表を添付してください。
- 6 意見聴取に応じることができない事情がある場合は、応じられない理由を遅滞なく当委員会に申し出てください。
- 7 意見聴取に際して、あなたに代わって代理人を選任できますので、代理人を選任する場合は、代理人の氏名、住所、年齢又は生年月日及び職業、当該代理人に申述書の作成又は口頭意見陳述に係る権限を委任する旨並びに当該委任を行った年月日を記載の上、あなたが署名押印した委任状を当委員会に提出してください。
- 8 あなた又はあなたの代理人が、口頭意見陳述の期日に出頭する場合には、この意見聴取通知書を持参してください。
- 9 各申出について、当委員会が指定した日時までに時間的な余裕が少ないときは、下記の間合せ先に電話等の方法によって連絡するようにしてください。

問合せ先

様式第10号（第14条関係）

第 号  
年 月 日

公表通知書

様

広島県公安委員会 印

広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項に規定する公表を行うので、広島県暴力団排除条例施行規則（平成23年広島県公安委員会規則第2号）第14条の規定により、次のとおり通知します。

意見聴取通知書の番号及び日付	第 号 年 月 日
----------------	--------------

公表の内容	
-------	--

公表期間	年 月 日から 年 月 日までの間
------	-------------------

備考1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第11号（第15条関係）

第 号  
年 月 日

公表中止決定通知書

様

広島県公安委員会 印

年 月 日付けで行ったあなたに関する広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の公表は，中止するので通知します。

公表通知書の 番号及び日付	第 号 年 月 日
公表中止の理由	
公表を中止した日	年 月 日

備考1 所定の欄に記載することができないときは，別紙に記載の上，これを添付すること。

2 用紙の大きさは，日本工業規格A列4とする。

様式第12号（第16条関係）

第 号  
年 月 日  
通 報 通 知 書

様

広島県公安委員会 印

広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第20条第1項に規定する通報を行うので、広島県暴力団排除条例施行規則（平成23年広島県公安委員会規則第2号）第16条の規定により、次のとおり通知します。

意見聴取通知書の 番号及び日付	第 号 年 月 日
--------------------	--------------

通報の内容	
-------	--

- 備考1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第13号（第18条関係）

（表）

第 号

中止命令書

年 月 日

様

警察署長 印

命 令 を 受 け る 者	本(国)籍	
	住 所	
	氏 名	
	生年月日	

上記の者に対し、広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第23条第2項の規定により、下記のとおり命令する。

命令の内容	
-------	--

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

(裏)

命令をする 理由	
-------------	--

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、広島県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日（広島県公安委員会に対して上記審査請求をした場合は、当該審査請求に対する広島県公安委員会の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において広島県を代表する者は広島県公安委員会となります。）。